

鳩山町随意契約ガイドライン

令和8年4月
鳩山町

目次

1	基本的な考え方.....	1
2	ガイドラインの対象.....	1
3	随意契約の判別フロー.....	2
4	政令第167条の2第1項第1号～第9号の考え方.....	3
	(1) 一定額以下の契約 (政令第167条の2第1項第1号)	3
	(2) 競争入札に適しない契約をするとき (政令第167条の2第1項第2号)	4
	(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	6
	(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき	7
	(5) 緊急の必要によるもの (政令第167条の2第1項第5号)	7
	(6) 競争入札に付することが不利なもの (政令第167条の2第1項第6号)	8
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	9
	(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	10
	(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき	10
5	留意事項.....	10
6	公表について.....	12

1 基本的な考え方

鳩山町（以下「町」という。）が締結する契約は、競争入札が原則であり、随意契約による契約は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法によらないで、町が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法です。随意契約を締結することができる要件は、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の2第1項で定める場合に限定されています。随意契約は、競争に付した場合の期間を短縮することができ、かつ町が契約の相手方となるべき者を任意に選定するものなので、特定の資産、信用、能力等のある相手方を選ぶことができます。

しかし、その運用を誤ると、適正な価格によって行われるべき契約が不適正な価格によって行われ、公正な取引の確保を損なうことにもなりかねません。

このガイドラインは、随意契約を締結する場合において、政令に規定する随意契約に係る標準的な解釈、指針等を庁内で統一し、公正な契約事務が行えるよう定めるものです。

各発注担当課において、随意契約を締結する場合は、本ガイドラインを参考にしながら、根拠法令、随意契約とする理由、相手方を選定した理由等を明確にするため、随意契約チェックシートを作成し、契約の適正執行に努めてください。

なお、本ガイドラインで示したものに該当すれば、直ちに随意契約とするべきものではなく、契約ごとの内容、性質、目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に判断してください。

また、過去に随意契約としていたものも、改めて点検し、契約の相手方の選定方法について、適宜見直しを行ってください。

2 ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、町が締結する全ての契約とします。

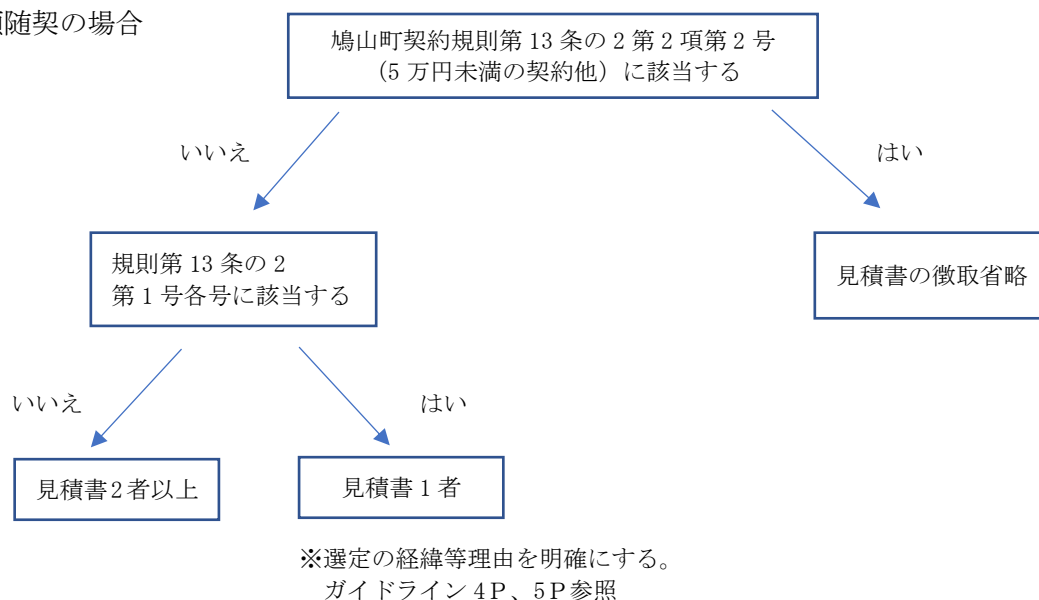
【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、政令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとします。

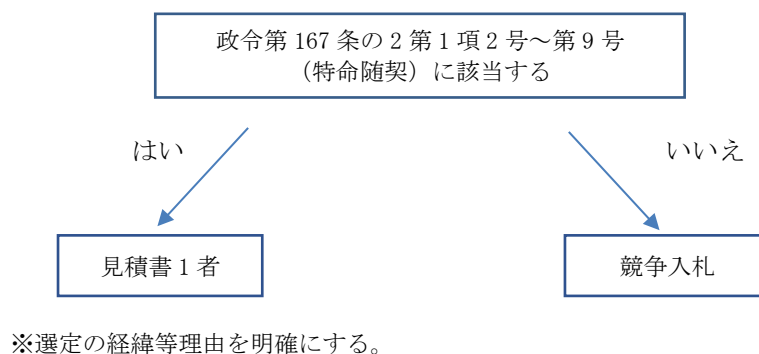
3 随意契約の判別フロー

随意契約とすることができるのは、予定価格が鳩山町契約規則（以下「契約規則」という。）第13条に規定する契約の種類に応じた金額以下の場合（＝少額随契）と、政令第167条の2第1項第2号から第9号に該当し、契約を締結できる業者が1者に限定される場合（＝特命随契）に限られます。

○少額随契の場合



○特命随契の場合



4 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号から第 9 号の考え方

(1) 一定額以下の契約（政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が政令別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、競争入札に付さないで随意契約によることができることとされています。

契約規則第 13 条では、次のように契約の種類及び内容ごとに随意契約のできる額の範囲を定めています（以下「少額随意契約」という。）。ただし、額の範囲内であっても、競争性を排除するものではなく **2 者以上から見積書を徴取することが原則**です。

号	契約の種類及び内容	予定価格（税込）	説明
1	工事又は製造の請負	200万円以下	工事の請負⇒建設工事、建築物修繕など 製造の請負⇒印刷製本（地図作成）など
2	財産の買入れ	150万円以下	物品、消耗品、原材料等の購入、不動産、 動産の買入れ（地上権、特許権などの無形 財産を含む）
3	物件の借入れ	80万円以下	不動産、動産の借入れ⇒機器類の賃貸借、 レンタルなど
4	財産の売払い	50万円以下	不動産、動産の売払い（地上権、特許権な どの無形財産を含む）
5	物件の貸付け	30万円以下	不動産、動産の貸付け
6	前各号に掲げるもの以外のもの	100万円以下	役務の提供⇒測量・設計業務、清掃・警備 業務など

【特記事項】

- ※ 1 号と他の号の理由とが競合した場合には、1 号を適用する。
- ※ 「工事の設計監理」は「製造の請負」に含まない。
- ※ デザイン（キャラクター含む）や文面の作成等を依頼する場合は、「業務委託」となる。出来上がっている原稿を印刷する場合（チラシ、封筒印刷等）は、「印刷製本」となる。1 度印刷した物を増刷する場合は、「印刷製本」となる。
- ※ 「物件の借入れ」、「物件の貸付け」の場合は、年額または総額による。
- ※ 単価契約の場合は、委託限度額（又は請負限度額）限度額による。
- ※ 長期継続契約の場合は、賃貸借契約期間の総額による。

注意

意図的な分割発注等の禁止

契約規則第13条は、一定額以下の金額については事務の軽減を図るため随意契約できるという規定ですが、本来競争入札に付す案件を合理的な理由もなく、意図的に分割し、少額随意契約の案件としてはなりません。

そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければなりません。

<禁止行為>

- ・意図的に設計を分割し、少額随意契約を行う
→150万円の財産の買入れを、90万円と60万円に分割して発注する等
- ・年1回（一括）の契約ができる同じ仕様の物品や業務について、納期ごとに分割し、少額随意契約を行う。
- ・仕様にすべての内容を含めず設計金額を引き下げ、少額随意契約にし、契約後に変更契約や付帯工事（業務）を行う。

(2) 競争入札に適しない契約をするとき（政令第167条の2第1項第2号）

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなります。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の目的」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用されています。

【特記事項】

この号は、契約規則第13条の2項第1項第4号に該当し、1者からの見積りのみで契約（以下「特命随意契約」という。）することができますが、後述の第6号とは異なりますので注意してください。

注意

当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上本当に不可能であるのか、また、契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているのか、精査した上で見積業者を選定しなければなりません。

【工事等の例】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないと認められる工事
 - ア 文化財その他特殊な建築物等、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - イ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等をする必要があると認められる工事
 - ウ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とするもの又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があると認められる工事

- ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならないと認められる工事
- イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等をする必要があると認められる工事
- ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があると認められる工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
→郵便切手、収入印紙、官報、新聞、定期刊行物等
- ② 契約の目的物が特定の者でなければ契約できないと認められる場合→会場の借り上げ、不動産の買入れ等
- ③ 特殊の性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊の技術（特許等）を必要とすると認められる場合
→特定の業者でないとい制作できない受注生産品の買入れ等
- ④ 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
→試験問題の印刷物の発注等
- ⑤ 特定のものでなければ役務を提供することができないと認められる場合
→防災行政無線、庁舎自動ドア、空調設備の保守・点検業務等
- ⑥ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する必要があると認められる場合
→財務会計システム保守業務等
- ⑦ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがあると認められる場合
→住基ネットハードウェア保守業務、選挙事務で使用する開票集計システムに接続するパソコンの購入等
- ⑧ 法令等により契約の相手方が特定されていると認められる場合
- ⑨ 施設の維持管理において、他の施設（町以外の者が所有管理する施設を含む）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する必要があると認められる場合
- ⑩ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、個々の条件についてはそれを満たす者が複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されると認められる場合
- ⑪ 企画提案方式等により選考された者と契約する必要があると認められる場合
- ⑫ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限り、再リースを行う必要があると認められる場合(この場合単年度の契約とする)
→再リースを行うに当たっては、鳩山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第26号）、鳩山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用要領に定める規定に基づき事務を行うこと。
- ⑬ 比企郡市内の医療機関で、健康診断等を受診できるようにするため、医療機関等と締結する健康診断業務等を実施する場合

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

(政令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために、必要な随意契約を締結することができるされています。この号による随意契約の対象となるのは、前頁に掲げる福祉関連施設等において製作された物品を当該福祉関連施設等から買入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合であり、工事請負契約は該当しません。

この号は、1者随契とすることができますが、民間企業の受注機会の減少につながる懸念もあることから、適用については慎重に行うことが必要です。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき

(政令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

地方自治法施行規則第12条の3により町長の認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性がある、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられています。

この号による随意契約の対象は、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事請負契約は該当しません。

(5) 緊急の必要によるもの (政令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要」とは、災害その他非常緊急時において、競争入札の方法による手続を取ると、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被るに至るような場合をいいます。

本号の適用には、これらの客観的な事実に基づいて個々具体的に認定する必要があり、単に事務処理が間に合わない等の事務の遅延により、競争入札に付する期間が確保できないというような理由では適用できません。

また、可能な場合には、複数の事業者から見積書を徴取するなど、経済的合理性に留意する必要があります。

【工事等の例】

- ① 以下のような緊急に施工しなければならない工事であり、かつ、競争入札に付す時間的余裕がないと認められる場合
 - ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
 - イ 電気、機械設備等の故障、施設等の損壊または不具合に伴う緊急復旧工事
 - ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- ② 水道・下水道施設等の設備機能等の故障により、緊急に機能を復旧する必要があると認められる場合
- ③ 感染症の発症により、蔓延防止のための薬品や衛生材料の買入れを緊急に実施する必要があると認められる場合
- ④ O Aシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の町民サービスを提供してい

る場合で、緊急に復旧をしなければ、町民生活に多大な損害や利便性低下が生じると認められる場合

- ⑤ 自然災害等により、緊急に調達が必要であると認められる場合
- ⑥ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑦ 堤防、橋りょう、遊具等の点検などの災害の未然防止のための業務を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑧ 電気、機械設備等の故障、施設の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の安全性を損なうと認められる場合
- ⑨ 公の秩序維持のための警備に関連する業務や災害発生時の住民避難に関する業務を緊急に実施する必要があると認められる場合
- ⑩ 衆議院の解散による選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短く、緊急に必要とする備品を調達する必要があると認められる場合

(6) 競争入札に付することが不利なもの (政令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

以下の例のように、本号は競争入札に付することが、随意契約によるよりも納期・工期や経費面で不利となることが認められる場合に該当します。本号を適用する場合は、「不利となること」の理由を具体的に説明する必要があります。

【工事等の例】

- ① 現に契約履行中の受注者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 施行中の工事（前工事）に引き続き施工される工事（後工事）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要となる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備は引き続き使用する後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① 現に契約履行中の受注者に履行させることにより、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合。
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加業務
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務

→道路台帳作成業務委託に関連する境界確認測量業務委託等

- ② 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障・修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないと認められる場合
- ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること。
- イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること。
- ③ 競争入札で業者が変わると随意契約時より経費が増大し、競争入札のメリットが失われてしまう可能性が高いと認められる場合
- ア 施設のドアや窓枠等に機器が取り付けられており、業者の変更をすると当該機器の取り換え作業・経費が必要となる機械警備業務
- イ 分解しないと見積額が算出できない上、入札を行うと時間と経費がかかってしまう公用車の点検・修繕
- ④ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合
広報はとやま、議会だよりの印刷製本業務、アライグマ回収処分業務等

【特記事項】

第6号は、見積相手方が1者となる場合がありますが、第2号と類似していますが、第2号はその者しか履行できない場合であるのに対し、第6号は履行者が極めて限定されるものの、履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合です。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(政令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合よりもはるかに有利な価格で契約できる場合です。

「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定することが必要です。

また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点からも、慎重な判断が求められます。

【工事等の例】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約したほうが、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる工事

【物品納入・業務委託等の例】

- ① ある物品を購入するにあたり、業者がその物品の在庫を多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる

見込みがある場合

- ② 特定の者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき（政令第167条の2第1項第8号）

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札又は指名競争入札に付したが、応じる入札者がいなかったときです。また、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、競争入札に応じる入札者はあったが、予定価格の制限の範囲内（で最低制限価格以上）の価格で入札した者がなかったため、直ちに再度の入札に付しななお落札者がいなかったときです。

ただし、このような場合に必ず随意契約としなければならないのではなく、鳩山町では原則として、再度の競争入札を行うこととしています。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき（政令第167条の2第1項第9号）

落札者が契約を締結しないとき。

競争入札の結果、落札者が決定したにも関わらず、規定の期間内にその落札者が契約を締結しない場合は、改めて競争入札を行う時間がない場合もあるため、当該落札価格の範囲内で他の者と随意契約をすることができます。

ただし、この場合は、履行期限を除くほか、予定価格、入札の条件を変更することはできません。本号を適用して随意契約を行う場合は、順次、次順位の者から見積書を徴取し、落札金額の範囲内において契約を締結することになります。

見積徴取の結果、全ての入札参加者が落札価格に達しなかった場合は、設計内容を変更し、改めて競争入札を行うものとします。

5 留意事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、次の点に留意し行ってください。

(1) 根拠法令等の明確化について

随意契約による場合は、競争入札にできない例外的措置であることを認識しなければなりません。そのため、第三者が納得できる理由を明らかにした上、前述した政令第167条の2第1項第1号から第9号までの中から適合するものを選定してください。なお、随意契約による執行の際には、起工伺に随意契約チェックシートを作成し、課長補佐又は主幹の確認が必要となります。

※1者随意契約は、政令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものとします。

(2) 有利性の説明について

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴取し、価格を比較検討し、原則として、最も有利な価格で見積書を提出した者を契約の相手方としてください。なお、価格の有利性よりも優先する場合は、第三者が納得できる理由を明らかにしな

ければなりません。単に過去の実績や「業務に精通している」、「業務内容を熟知しており信頼度が高い」等を理由に随意契約とすることは適切ではありません。

(3) 町内業者等の優先的選定について

随意契約であっても、地元企業の育成及び地域経済活性化を図るため、原則として町内業者を優先して選定してください。

ただし、受注可能と思われる町内業者等が1者のみの場合は、競争の理念に基づき、町外を含めた2者以上の業者による見積徴取を行ってください。

なお、少額で内容が軽易な契約又は特定の業務の契約であれば、鳩山町小規模契約希望者登録名簿（様式第2号）に登載している業者から選定することができます。

(4) 特命随意契約とした理由の説明について

特命随意契約とする場合は、透明性を高めるため、特命にすると判断した業者選定の経緯（契約の目的、設計内容の確認、調査、協議内容、本契約に該当する理由など）を明らかにする必要があります。この場合、必ず以下の点について発注担当課で確認してください。

- ① 他の所属において類似業務の契約がなされている又は今後計画されている場合、その契約状況を確認すること。
- ② 近隣自治体等で類似業務の契約がなされている又は今後計画されている場合、その契約状況を確認すること
- ③ 「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、選定できる業者が1者しない状況を具体的に説明できること
- ④ 契約相手方は、委託する主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- ⑤ 複数年同一業者と契約している場合、法令の改正や状況変化により、現在も競争入札ができない状況であることを確認すること
- ⑥ 内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）により、競争入札ができないか確認すること

(5) 見積書の徴取について

見積書は、各業者から持参、FAX等で提出させてください（FAXで受領した見積書は、後日原本を提出させてください）。

業者がいったん提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をさせてはなりません。また、町が加筆修正等をするようなことはあってはなりません。

発注担当課においては、複数人によるチェックに努めてください。

(6) 継続事業

複数年継続して同一の業者を契約の相手方としている場合は、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、単に前年度から漫然と継続することがないように留意してください。

(7) 技術提案による企画の競争について

価格のみによる競争がふさわしくない事業については、企画競争（プロポーザル方式・コンペ方式）を行うこともできます。ただし、企画競争は、公平性、透明性を確保するため、競争参加者の選定は公募とすることや、提案の選考はあらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により行うよう努めてください。

(8) 一括再委託等の禁止について

契約の相手方が契約を履行するに当たっては、契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委託等することは禁じています。契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の主要な部分以外を再委託等とする必要が生じた場合は、再委託等を行う必要性や業務の範囲、金額及び再委託等を行う相手方の名称・住所を委託業者より書面にて提出させ、発注担当課で妥当性を審査してください。

(9) 新年度当初から履行が必要な契約の準備について

政令第167条の2第1項各号の規定により随意契約とするもので、新年度当初から履行の必要がある契約（債務負担行為の設定をしないもの）については、当該年度の当初予算の議決を経たからの発注となります。

一般的に施設管理の業務委託契約など、施設運営にあたり1日も欠かすことなく業務を履行する必要があるものについては、契約締結日を4月1日とする必要があるため、3月中に見積を徴取します。この手続きは、4月1日に契約をしなければならない業務の履行に空白期間が生じないようにするための措置です。なお、競争入札に付し、新年度当初からの履行が必要な契約（施設管理等にかかる業務委託契約など）については、入札を前年度中に行う必要があるため、債務負担行為を設定して前年度中に契約事務を行います。

6 公表について

随意契約で締結した契約は、契約事務の透明性及び公正性を確保するため、ホームページにより公表します。（担当：政策財政課）

(1) 公表対象

政令第167条の2第1項の規定により随意契約としたもの。

(2) 公表の内容

【第3号、第4号】（特定随意契約）

- ①発注所属
- ②契約の名称
- ③契約の相手方
- ④政令第167条の2第2第1項の該当号
- ⑤契約の相手方の決定方法
- ⑥契約締結年月日
- ⑦契約金額
- ⑧契約の履行期限又は期間
- ⑨変更契約締結年月日
- ⑩変更後契約金額
- ⑪変更理由